

平成27年10月 1日

栃木県立博物館における科学研究費の不正使用防止に関する基本方針

栃木県立博物館は、科学研究費の適正な使用に努めるとともに、不正使用を防止するため、次のとおり、科学研究費の不正使用防止に関する基本方針を定める。

- 1 科学研究費の執行にあたっては、科学研究費助成事業及び県の諸規程に基づき、適正に行う。
- 2 不正使用防止対策に関する責任体制を明確化する。
- 3 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、適正な運営・管理の基盤となる環境を整備する。
- 4 具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実に実施する。
- 5 科学研究費の使用のルール等が適切に情報共有され、共通理解が図られる体制を構築する。
- 6 科学研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。